

民事裁判通達書

この度、貴方はご契約会社及び債権回収業者に対する契約不履行につき原告側が提出した起訴状を指定裁判所が受理した事を通知致します。後日、指定裁判所から出廷命令通知書が届きますので記載期日に出廷して頂く様お願い致します。出廷拒否されますと民法136条(民事訴訟法)に基づき原告側の主張が全面的に受理され財産調査の上、動産物、不動産物及び給料の差し押さえを執行官立会いのもと、強制的に執行させて頂きます。また、裁判所執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂く様お願いすると同時に債権譲渡証明書を1通郵送させていただきますのでご了承下さい。尚、書面通達になりますので個人情報保護の為、詳しい詳細等は当局員までご連絡ください。
※ご連絡なき方には不本意ながら本書を勤務先等へ郵送させていただきます。

裁判取り下げ期日

平成20年 3月 25日

国民財務センター
03-3542- (管理部)
電話受付時間 9:00~18:00
(土日祝日を除く)